

2019年6月3日

代表質問

杉浦明道

同朋社会をめざす会を代表して質問させていただきます。

「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年 慶讃事業概要」では、「慶讃事業」は、「2019年から2023年の慶讃法要までのお待ち受け期間、そして法要厳修をはじめ、法要以後の宗門活動をも見据えて、同朋会運動のさらなる推進を図ろうとするものである」と述べられています。

真宗同朋会運動が提起されて、今年で58年を迎えます。おそらく当時の運動を支えてきた人たちはほとんどいなくなりました。そして今、それらの歩みの上に新たな出発をなすべき時を迎えているのではないのでしょうか。

2年後には60年を迎えようとしています。今では宗門内のあらゆる場所で公式的には同朋会運動という言葉は語られています。しかし、「人の誕生と場の創造」などと言われても、それが力のある言葉としてなかなか響いてこないのではないのでしょうか。

本来、大谷派の同朋会運動は、他の伝統教団にも見られた単に信仰運動というのではなく、教学に根ざした運動でありました。そして、教学的な確かめにおいてしっかりとした支柱が明確にあったはずですが、それを失ってしまっている宗門の現状があるように思います。

第70回宗議会宗務総長演説において、訓覇信雄氏は「一体信仰の共同体、即ち教法社会の確立が、人類の真の共同体の原形でありまして、現実社会の原理となるわけでありまして、従って純粋な教法社会の確立は、ただ教団内の問題に答えるばかりではなく、現代の世界人類に答えることでもあります」と述べておられました。（1962年『真宗』7月号）

このように、58年前に提起された同朋会運動は、教団を守る運動ではなく、教団を挙げての教学運動、大乘仏教運動であったとあってよいでしょう。だからこそ、「人類に捧げる教団」と言われたのです。

宗務総長は、総長演説において、「宗憲改正以来、積み残してきた課題に向き合い、新たな宗門のかたちを考え直す必要性に迫られています。同朋会運動

を推進する中で、僧侶のあり方、寺院のあり方、教団論も含め、宗門全体で考え尽くし行動に移していかねばなりません」と述べられています。

さて、慶讃法要を迎えるにあたって、同朋会運動60年をどのように総括されるのでしょうか。まず、最初にそのことを伺いたいと思います。

次に、「是旃陀羅」問題、および聖教における差別問題について伺います。

2013年1月にあらためて広島県連からこの問題に対する提起を受けました。その提起に応えるべく、宗派としては解放運動の原理となり得る教学の確立に向けて、「是旃陀羅」問題を中心としての「部落差別問題等に関する教学委員会」を立ち上げました。

そして、2016年12月にまとめられました『部落差別問題等に関する教学委員会 報告書』には、「この『観経』・和讃が読まれることに『痛みを感じる』という門徒の声がある現状をどう考えるのか。経典を読誦している私たちはこのことに無自覚でなかったか。私たちは、この現実を重く受け止め、如来教化の場としての仏事のあり方を再検討し、宗祖のおこころにかなう真宗の仏事として回復していかなければならない」、また「『是旃陀羅』問題を通して、我々教団における封建的な体質や様々な差別問題に向き合い、浄土真宗の教えを明らかにしてほしいというのが、私たちにかけられた願いである」と提言されています。このことは、私たち一人ひとりの大事な課題であると思います。

そのことを受けて、2017年2月には、議場において「是旃陀羅」の課題に対する学習会が開かれました。さらに、2017年度、2018年度には、「『是旃陀羅』問題に関する教区学習会」が、ほとんどの教区において開催されました。その学習会では、問題の所在の確認（広島県連からの問いかけとその背景）、歴史的罪責について、教学の課題（大谷派教学の罪）、アウトカーストの現状、読誦の問題（「読まれると痛い」という声にどう向き合うのか）、経典の中の差別表現、『報告書』に表わされる提言内容の確認をもって、広島県連からの問いかけに向き合うことを主眼に置かれていました。さて、その教区学習会を開いての総括と今後の「是旃陀羅」問題に関する方向性を示してい

ただきたいと思います。

また、昨年の大谷議員、渡邊議員の代表質問において、「聖教に見る性差別表現」について問われました。しかし、宗門の女性差別に対する歩みは遅々たるものと言わざるをえません。慶讃法要に向けて、この問題に対する今後の取り組みを積極的に進めていただきたいと思います。もう一点、「経典等における障がい者への差別表現」については、これまでほとんど問われてきませんでした。例えば、『仏説無量寿経』の中にある第四十一願「諸根具足の願」です。この願文では、その諸根が欠けている者は往生できないといい、だから、その障がいを治して、あるいはなくして、具足した者になるようにして往生できるようにすることを誓っていると思います。しかし、これは「心身の障がい者は不完全な存在なので、健常者のような完全な姿にする」という差別思想なのです。

「痛みを感じる」という人たちの声があるのに、経典を読誦している私たちはそのことに無自覚であってよいのでしょうか。これからも読誦し続けていくべきでしょうか。この重大な課題に応じていく方向性を示してください。

次に、見真額について伺います。

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌を目前に控えた2010年の第五十三回宗議会では、御影堂から「見真額」を下ろすかどうかという問題が大きなテーマとなりました。その時の藤内議員の代表質問に対し、安原宗務総長は、「『見真額』の問題に止まらず、本願寺の独立や門跡寺院になったことも、時の国家権力と教団との関係性によるところが大きく、それは教団、ひいては寺院という制度自体の成立の上で抱える大きな課題であります。まずは、現に教団がこういう歴史の上に存在している事実を受け止めること、そして、その時代において教団を護持しようとしてきた人々の願いも含め、その歴史がどういう意味を持つものであるかを検証すること、さらには、この課題を宗門において共有することが必要であります。しかし、現時点において、『見真額』を下ろすことが真の課題共有のきっかけになり得るかどうかということ、そのような状況にはないのではないかとというのが当局の判断であります」と答弁されていました。

そして、課題共有のための資料集作成が教学研究所に要請され、2011年に『「見真額」に関する学習資料集「大師号」と「勅額」』が、2015年に第2版が発行されました。『資料集』発刊以後、2011年度から2018年度まで教区・組における学習会が開催されてきました。では、その間に明らかになってきたのはどのようなことであったのでしょうか。

1981年には、宗憲改正が公布・施行され、「大師堂」は「御影堂」と改められました。また、2001年には授与物の「見真大師」、「慧灯大師」の名称使用が取りやめられています。こうした動きこそ、私たち真宗門徒が生活の依りどころとする宗祖は、国家的権威をかざすような名で表される「見真大師」ではなく、愚禿釋親鸞と名告られた親鸞聖人その人であるという信仰態度の表明であるといえます。

2010年の宗議会から9年が経ちましたが、御影堂外陣正面には「見真額」が掲げられたままです。そこでお伺いしますが、「見真額」を掲げたまま、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を迎えるのでしょうか。このままであれば、それは「見真大師の慶讃法要」を勤めることになるではないでしょうか。宗祖のお心に適った慶讃法要をお迎えしようという一点に立たれ、宗務総長のご英断を期待しております。

次に、真宗教化センターについて伺います。

2015年7月に始動した「真宗教化センター」は、まもなく4年を迎えようとしています。真宗教化センターの願いとは、「教えを一伝える・聞く場への情報提供」と「組織の枠を超えて人と人がつながる立体的ネットワークづくり」とされていました。

具体的には、「教学研究所をはじめ解放運動推進本部と青少幼年センターの三機関の設置の願いや担うべき課題と役割の独自性を最大限尊重しつつ、三機関の連携を図って総合力を発揮するとともに、中央と地方の宗務機関の連携強化をもって、教区・組並びに別院及び寺院・教会を繋ぐ立体的ネットワークを構築する」と条例で定められています。

ところで、始動してから4年、「真宗教化センター」のこれまでの総括を聞

かせていただきたいと思います。例えば、「真宗教化センター」では、「寺院活性化支援」という活動が中心になっているように思いますが、現場の課題・要望などを丁寧に耳を傾けるといふ「傾聴」が十分に行われているでしょうか。上からの目線で進めてはいないでしょうか。また、一つのテーマ、あるいは課題に向けて、三機関の連携は十分に取れているでしょうか。

今ひとつ、「しんらん交流館」の相談窓口について伺います。「東本願寺いのちとこころの相談室」という相談窓口は、2016年度に開設され、週一回開かれています。これまでの相談件数を見ますと、週一回の開設では少ないのではないのでしょうか。現状では、何人の相談スタッフで対応しているのでしょうか。今後、開設する日数を増やす必要もあるかと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、そのためには相談スタッフを増やす必要があるように思います。そのことを踏まえて、お答えいただきたいと思います。

次に、海外開教について伺います。

海外開教の歴史は、北米とハワイにおける海外開教の歩みが始まってすでに100年を超えました。また、南米においては67年になるかと思えます。海外移民の歴史とともにあったとも言える宗派の海外開教ですが、時代の変遷とともに、寺院を取り巻く環境も大きく変化をしました。日本から移り住んだ方々、いわゆる移民一世が集う場であった寺院は、今ではその国で生まれ、現地の言葉、現地の文化で育った日系二世、日系三世、あるいは日系四世が活動の中心を担いつつあり、非日系の方々の姿が見受けられることも多くなっていると聞いております。そのような現状の中で、今後の海外開教の課題をどのように考えていますでしょうか。また、来年4月には、第13回世界同朋大会が日本で開催されます。さて、真宗本廟で開催される今大会の課題をどのように考えていますか。

ところで、南米開教の課題とは、南米開教区だけの問題ではなく、日本国内における問題も課題とされねばならないと思います。例えば、昨年6月末時点で日本に在留しているブラジル人は、196,781人で、その内の約88%が永住者と定住者の在留資格です。その人たちは長期、あるいは日本での永住

を希望しているわけです。そして、その多くは日系人、あるいはその家族の人たちであると思います。しかしながら、日系人の短期契約を繰り返す非正規雇用の雇い止め、言葉の壁や子どもの教育など住み続ける上での課題は多くあります。

それで提案ですが、来年4月の世界同朋大会への参加は難しいと思いますので、真宗本廟、あるいは別院を会場として、「日本に住む日系ブラジル人の集い」を企画することは可能でしょうか。ぜひ、考えていただきたいと思います。

次に、沖縄の現実と沖縄開教について伺います。

沖縄は、今年4月で「琉球処分」から140年を迎えました。「琉球処分」とは、明治政府が武力を背景に強権をもって琉球王国を日本近代国家に併合したことです。その後の沖縄の歴史は、どの年代を切断しても血が噴出してくると言われています。

沖縄の現実には、日本全体の米軍専用施設の約70%が集中し、沖縄本島の約18.2%を占めています。そして、昨年12月には、名護市辺野古への新基地建設へ向けた埋め立てのための土砂投入が開始されました。また一方では、宮古島に新設された陸上自衛隊駐屯地に弾薬庫が設けられ、同駐屯地の警備部隊が使用中距離多目的誘導弾と迫撃砲が配備されることが分かりました。この弾薬庫の設置については島民への事前説明はなく、「だまし討ち」であります。また、陸上自衛隊は、日本の最西端の与那国島に沿岸監視隊の配備、と同時に迫撃砲弾などの弾薬庫の設置が明らかになっています。さらに、宮古、石垣両島、奄美大島に計2,000人規模の警備部隊とミサイル部隊の配置を計画しています。このように、南西諸島防衛の強化が進んでいるのです。

私たち同朋社会推進委員会の交流学習会は昨年引き続き、沖縄研修を行いました。今回は、沖縄本島、および宮古島のハンセン病療養所「宮古南静園」と弾薬庫設置が予定されている陸上自衛隊駐屯地などを訪れました。

さて、質問ですが、「沖縄準開教区における更なる教化活動の推進を期し、『沖縄準開教区駐在教導』を配置する」という条例案件が出されています。ここで、沖縄のもつ凄惨な歴史と現実の中、新たな念仏者の誕生と新たな教化掘

点が設置されつつある現在（いま）を思うとき、沖縄準開教区への支援を今後どのように考えているのでしょうか。

また、過去から現在に至るまで、血が噴出するような環境におかれている沖縄の人々に対し、大和の人（ヤマトンチュ）でもある私たちは何をなすべきでしょうか。と同時に、沖縄に生きる人たちの思いに向き合うことで、同朋社会の顕現という課題を深めるために、宗門としてはどのように取り組んでいこうと考えていますでしょうか。具体的に示してください。

次に、真宗の国際化について伺います。

2018年末時点の在留外国人数が2,731,093人となり、過去最多を更新しました。この数字は、日本で中長期滞在する外国人を表しています。在留外国人を資格別で見ると、永住者が最も多く、その数は771,568人です。また、政府は在留資格「特定技能」の創設による就労拡大の新制度で、今年4月からの5年間で約345,000人の受け入れを想定しており、日本に住む外国人はさらに増え続けていくと見られます。このように、日本はすでに「移民社会」と言ってよいでしょう。

これまでに日本の労働力不足を補うために導入された外国人受け入れ政策には、1990年に導入された日系二世、三世に与えられた身分資格としての「定住者在留資格」、1993年に始まった「外国人技能実習制度」がありました。そして、今回の「特定技能」という在留資格です。この「特定技能」には、「特定技能1号」と「特定技能2号」があり、1号の人は家族帯同が認められませんが、それ自体が人権上の問題ですが、働く期間は永住権取得の要件である「国内就労」に導入しないということです。これは人間としてでなく、単なる労働力としてのみ存在を認めるという意味ではないのでしょうか。この考え方は、長時間労働、最低賃金を下回る賃金や賃金未払いなどの問題が明らかになった「外国人技能実習制度」の時とまったく同じです。

また、来日する外国人観光客は、去年は3,000万人を超えました。このように、私たちを取り巻く日本社会の国際化は進んでいます。

さて、「2017年度教化研修計画の基本方針」には、諸宗教との対話につ

いて「地域紛争の頻発やテロリズムの横行、特定国家・民族への差別的風潮など、相互理解の欠如から生じる現代的課題が世界的規模で顕著な今日、これまで宗派声明等で積極的な対話の重要性を繰り返し訴えてきた宗派として、キリスト教やイスラム教など諸宗教との相互理解を深めるための対話実現に向け取り組みを進める」と述べられています。

『真宗』6月号には、「しんらん交流館公開講演会」が大谷ホールにて開かれたことが掲載されていました。今回の講演会は、組織部国際室と教学研究所がともに課題としている「宗教間対話」の一貫として企画され、「イスラムとその信徒を知る―異文化共生のために」と題した講演であったようです。

今回の講演会は、「宗教間対話」の大事な始まりであろうと思います。そこで伺いますが、1960年代に中南米を中心に起こったカトリック教会の「解放の神学」、あるいはアジアの「エンゲイジド・ブディズム」（日本語訳では、「社会をつくる仏教」、あるいは「社会をつくり変える仏教」とされています）や上座部仏教との対話も実現していただきたいと思います。幅広い宗教者との対話が必要と思いますが、いかがでしょうか。解放の神学やエンゲイジド・ブディズム、イスラムの問題などから真宗の教学が問われているのです。その対話などを通して、社会に向けて浄土真宗を表現していかねばならないと思います。

最後に、障がい者雇用と障がい者差別問題について伺います。

昨年8月、国の中央省庁による障がい者雇用の意図的な水増し問題が明らかになりました。その水増しは、中央省庁33の行政機関のうち28機関で、3,700人に及びました。その多くは障害者手帳や診断書などによる確認を行わず、実際には「対象障害者」ではない人や、すでに退職した人を雇用したことにして実雇用率に計上していたわけです。まさに、障がい者の偽装雇用であったわけです。また、その水増しは、障がい者雇用義務化当初から42年間にわたり行われていました。さらに、地方自治体においては、37府県で約3,800人の水増しが明らかになりました。一方、民間企業で働く障がい者は、昨年6月1日時点で、534,769人となり、15年連続で過去最多を更新し



ました。対象企業の従業員に占める割合である雇用率も2.05%となって過去最高を更新しました。しかし、「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」に基づく企業の現行の法定率2.2%（2018年4月改正）には届いていません。

さて、宗派の障がい者雇用について伺います。

例えば、2017年度の障がい者雇用状況について、雇用されている人数、その障がいは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれであるかを教えていただきたいと思います。また、その雇用は当時の法定雇用率2.0%に達していないと思いますが、雇用率は何%であったのでしょうか。そして、法定雇用率を満たしていない場合は納付金を徴収するという「障害者雇用納付金制度」があると思います。『2017年度決算説明資料』を見ますと、「障がい者雇用納付金」が納められていると思いますが、それは年間どのくらいの納付金であったのでしょうか。

このような状況を考えますと、宗派の障がい者雇用は決して十分であるとは思いませんが、今後は法定雇用率2.2%以上の雇用を目指していくかどうかをお答えください。このことは義務ということではなく、同朋社会の顕現を標榜する大谷派教団そのものが問われているのです。

近年、障がい者を取り巻く法整備は、「障害者自立支援法」や「障害者差別解消法」が制定され、障がい者と健常者の壁は低くなったとも言われています。なかでも、「障害者差別解消法」は、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。しかしながら、障がい者の置かれている現状を考えれば、決して障がい者と健常者の壁は高いままでありましよう。言い換えれば、被差別者と差別者の壁は依然として高いということです。

そこで、障がい者差別問題への取り組みについて、宗派としてどのように考えていますか。具体的に示していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。